

## 学校における新型コロナウイルス感染症への対応について

- [令和2年度の新学期における臨時休業について](#)
- [臨時休業等に伴う措置について](#)
- [生徒のみなさん、保護者のみなさまへのお願い](#)
- [学校での感染予防の取組（学習指導案等）](#)
- [新型コロナウイルスに感染した生徒等への対応について](#)
- [問い合わせ先](#)
- [「感染拡大警戒宣言」及び外出自粛要請の平日への拡大に関する知事コメント](#)

### ○令和2年度の新学期における臨時休業について

4月13日付更新

県内において新型コロナウイルス感染者数が増加している中、4月13日に県知事から「感染拡大警戒宣言」及び外出自粛要請の平日への拡大がなされました。それを受けて、尾道市教育委員会は、地域全体の活動自粛を強化する一環として、また生徒の健康と安全を守るために、市内の市立全小中学校を一斉に臨時休業いたします。

- 休校期間：令和2年4月15日から令和2年5月6日まで

注）休校期間に変更が生じた場合は、決まり次第、このページでお知らせいたします。

### ○臨時休業等に伴う措置について

4月13日付更新

#### 1 行事に関すること

##### (1) 就任式・始業式

新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じた上で、実施します

##### (2) 入学式

新入生とその保護者及び教職員のみでの参加で、規模を縮小して、実施します。

##### (3) 次の学校行事等は中止いたします。

- PTA 総会
- 4月の参観日と学級懇談会
- 家庭訪問
- 尾道みなと祭り（「ええじゃん・SANSAGARI」）
- 運動会
- 尾道市中体連春季大会

#### 2 授業等に関すること

(1) 登校日 ※いずれも、通常通り 8 : 20 とする。

4月20日(月) : 全学年

4月27日(月) : 1年、4月28日(火) : 2年、4月30日(木) : 3年

(2) 部活動

部活動の中止の期間については、当面5月6日までとします。

(3) 学習支援

- 文部科学省やNHK等の学習支援情報に「無料で閲覧できる学習動画サイト情報」を掲載します。

[学習動画サイト情報\(外部リンク\)](#)

### ○生徒のみなさん、保護者のみなさまへのお願い

- こまめな手洗いを行い、咳やくしゃみが出る場合には咳エチケットを心掛けてください。また、免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事を心がけてください。
- 風邪症状がある場合には外出を控えてください。
- 集団感染の共通点は、特に、「換気が悪い密閉空間」、「人が密集している」、「近距離での会話や発声が行われる」です。日頃から集団感染が発生しやすい場所や場面をさけてください。
- 発熱等の風邪の症状がみられる場合には、無理して登校せず、自宅で休養してください。
- 以下の症状が見られる場合には、保護者から帰国者・接触者相談センター(電話 093-522-8745)に電話でご相談ください。
- 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている
- 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

### ○学校での感染予防の取組

感染症対策の基本となる「手洗い」や「咳エチケット」とともに、健康観察の徹底、咳・鼻水・発熱のある生徒のマスク着用、ドアノブ等の消毒、教室等のこまめな換気を行っています。

また、感染予防及び感染拡大防止のため、生徒のみなさんや教職員に発熱等の風邪の症状が見られるときは、無理をせずに学校を休み、自宅で休養するようお願いしています。

本校では、正しい知識をもって安全かつ正確に対処するために、全校生徒を対象に新型コロナウイルス拡大感染防止の授業を実施いたしました。

[学習指導案等\(外部リンク\)](#)

### ○新型コロナウイルスに感染した生徒等への対応について

学校保健安全法第 19 条の規定に基づき、出席停止となります。

広島県東部保健所等の関係機関と連携し、感染拡大等の状況により、学級・学年・学校閉鎖の措置を取ります。

## 問い合わせ先

### 健康管理等

尾道市役所総務課生活安全係

電話：0848-38-9448

### 広島県東部保健所

電話：082-513-2567／0848-25-2011

### 尾道市新型コロナウイルス感染症相談窓口

電話：0848-38-9448

### 厚生労働省の電話相談窓口

電話：0120-565-653

## ○「感染拡大警戒宣言」及び外出自粛要請の平日への拡大に関する知事コメント

・広島県では、本日（4月13日（月））「感染拡大警戒宣言」を行います。

・今回の「感染拡大警戒宣言」にあたり、

県民の皆様へ5つのお願い、

### 【県民の皆様へ5つのお願い】

1 週末だけでなく、平日も外出を自粛してください。

2 やむを得ず外出する場合には、他者との距離を可能な限り2メートル空けてください。

3 夜間の繁華街の接客を伴う飲食店の利用を自粛してください。

4 在宅勤務、時差出勤、自転車通勤、徒歩通勤などにより、通勤時の人との接触機会を減らしてください。

5 感染者・医療機関関係やそのご家族を、誹謗・中傷・差別することは、絶対にやめてください。

### 【学校の対応（教育委員会）】

・次に学校についてです。学校については、これまでの考え方にに基づき、各市町と相談しながら、それぞれの状況に応じて、対応を検討してまいります。ただし、県全体として「感染拡大警戒地域」に入ったと考えられており、急速な拡大も予測されることから、十分警戒し、いつでも休業できるよう準備を進めることとします。

### 【県民の皆様へのメッセージ】

・本日広島県では「感染拡大警戒宣言」を行い、県民の皆様へ5つ、事業者の皆様へ3つのお願いをさせていただいたところです。また、本日から外出自粛要請を平日にも拡大します。

・県民の皆様お一人お一人の行動が、新型コロナウイルスの爆発的な感染拡大を防ぎます。皆様

のご理解とご協力をお願いします。

・もう一つ皆様にご協力をお願いします。新型コロナウイルス感染症の患者の方への誹謗中傷やプライバシーをネット上で公表するような行動が現在、問題になっています。さらに、自らの感染リスクを抱えながら、日々対策にあたっている医療スタッフの方への差別も問題になっています。

・ウイルスは目に見えず、皆さんが不安になるのは仕方のないことだと思います。しかしながら、こうした行動は感染拡大防止の活動の妨げになり、かえって感染を広げてしまいます。

・新型コロナウイルス感染症は、どなたにも感染の可能性がある病気です。県民の皆様一人一人の思いやりと良識ある行動が感染拡大を防ぐことにつながるということを改めて申し上げます。